

令和7年度事業計画

1. 基本方針

我が国の総人口（2024年9月1日現在）は、12,378万9千人で前年に比べて56万9千人減少しました。さらに2024年に生まれた子供の数（外国人含む）は72万1千人で前年より3万7千人減少し、9年連続で最小を更新しています。

一方、65歳以上人口は、3,624万3千人と前年に比べ1万8千人増加し過去最多となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%と過去最高を更新しました。

このように歯止めのかからない人口減少・少子高齢化が進展する中で佐用町は、高齢化率45.1%（2024年2月1日現在）と、平成27年以降兵庫県下41の市町の中で最も高く毎年上昇の一途をたどっています。そのため、草刈作業や剪定作業など空き家所有者や高齢者世帯からの発注が年々増えるなど、地域社会においてシルバー人材センターの果たす役割は非常に大きなものとなっています。

しかし、定年制度の延長等による、新規会員の減少や高齢化等により草刈作業や剪定作業を希望される会員や女性会員の確保が難しく、会員数の拡大が喫緊の課題であります。

また、法制度においても、令和5年10月から消費税における適格請求書保存方式（「インボイス制度」）が導入され、センターに新たに消費税の納税義務が生じました。令和8年9月まで8割、令和11年9月まで5割の仕入れ控除の経過措置がありますが、安定的な事業運営に向けて適切な対応を検討する必要があります。

令和6年11月には特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（「フリーランス法」）が施行され、センターに会員への就業条件の明示が義務付けられましたが、契約の当事者を発注者と会員との間に直接の契約関係が生じる「新たな契約方法」に見直すことにより、フリーランス法の規制がセンターにかからなくなるとともに、インボイス制度による消費税の納付にも影響があることから、発注者への対応や事務・会計処理の煩雑等の課題も多くありますが、新たな契約方法への円滑な移行を進める方向で検討する必要があります。

さらに、令和7年4月から公益法人制度が改正され、公益認定基準の見直しや公益法人会計基準の見直しが行われるなどシルバー人材センターを取り巻く環境は厳しさを増す状況にあります。

令和7年度においては、こうした状況の中で、シルバー事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと「安全はすべてに優先する」ことを基本姿勢として「安全就業の徹底」、「会員数の拡大」を最重要課題として取り組みを強化するとともに役職員と会員が一体となり、関係機関との連携を強化し適切かつ効率的な事業運営を行い、公益法人として地域社会の期待と信頼に応えられる佐用町シルバー人材センターを目指して努力してまいります。

2. 事業実施計画

I. 会員数の拡大

会員数の拡大は、就業機会を提供することにより、高齢者の活躍の場を創出し「生きがいづくり」「社会参加の促進」を目的とするシルバー事業の根幹をなす課題です。会員、役職員が一体となった取り組みを推進します。

1. 会員の紹介による入会活動を強化するため、会員入会に伴う優遇制度として、夫婦優遇制度及び会員紹介者優遇制度の活用を促進します。
2. 随時の入会説明、随時の入会受付を継続します。
3. 女性会員の就業機会の増加が見込まれる中、女性会員の更なる入会を推進します。
4. 兵庫県シルバー人材センター協会との共催により、会員として就業を希望される方を対象に「剪定講習会」及び「女性限定ときめくお洒落講座」を開催します。
5. 会員にとってより魅力あるセンターを目指し、イベントの実施等による会員同士の交流や未就業会員への就業促進により退会の抑制を図ります。

II. 安全就業の徹底

「安全・安心なシルバー事業」の確立がシルバー事業の基盤であります。会員の安全に対する意識を更に高め、事故ゼロ運動を強力に推進します。

1. 「安全は、すべてに優先する」安全意識と安全対策を会員に周知徹底し事故ゼロをめざします。
2. 高齢者が中心であることから、危険を伴う仕事や高齢者にふさわしくないと判断される作業は受託しないことを徹底します。
3. 安全用具の確実な着用の徹底を図ります。
4. 安全パトロールをより強化し、安全・適正就業の徹底を図ります。
5. 草刈及び剪定作業の安全講習会を開催します。
6. 損害賠償事故を無くすため特に草刈作業時の飛散防止対策を徹底します。
7. 推進員及び班長による現場の状況確認の徹底と会員への周知を図り、会員相互の安全確認チェックを行います。
8. 健康講座の開催や町が主催する健康診断の受診を促し、健康管理意識の高揚に努めます。
9. 安全就業標語を募集・活用など啓発に努めます。
10. 国の安全週間に合わせ、7月に安全就業推進大会を開催し安全就業第一の意識の共有を図ります。

Ⅲ. 就業機会の確保拡大と適正就業の推進

就業機会の確保拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域のニーズに対応すべく、会員の技能知識の向上と適合する就業機会の確保に努めます。

1. ロコミよる仕事の開拓に取り組みます。
2. シルバー派遣事業をさらに推進します。
3. ボランティア活動などを通じ、センターのPR等に努めます。
4. 適正就業ガイドラインの周知・徹底に努めます。
5. 発注者への迅速丁寧な対応を行います。
6. 佐用町と連携して空き家管理業務を周知します。
7. 地方自治体及び社会福祉関係団体等との連携強化により就業機会の確保に努めます。
8. 会員の知識技能の向上のための講習会・研修会を開催します。

Ⅳ. 組織運営の充実・強化

事業の運営を円滑に推進するため、コンプライアンスの遵守に努め、会員・役職員が一体となってサービスの向上と組織体制の強化に努めるとともに地域自治体をはじめ、関係機関等との連携を図ります。

1. 自治体や自治体関連団体との連絡協調に努めます。
2. 兵シ協や各センターとの連携を強化します。
3. 各委員会を充実し、その活動の活性化を図ります。
4. 会員相互の親睦と連帯意識の高揚を図るため親睦旅行を実施します。
5. インボイス制度について関係機関と連携し、適切な対応を検討します。
6. 新たな契約方法への移行や公益法人会計基準の見直しについて、適切な変更時期の検討など円滑な移行に向けて取り組みます。
また、これにより事務局体制の見直しを検討します。
7. フリーランス法に対応するため及び業務運営の効率化を進めるため、「会員クラウドサービス」を導入し、会員への情報提供手段の充実を目指します。